

日本 NP 学会 ブロック活動に関する規程

平成 29 年 11 月 24 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、日本 NP 学会（以下、「本会」という。）会則第 20 条の規定に基づき、ブロック活動に関する必要な事項を定め、活発なブロック活動を通して NP の質の向上を図ることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 本会の支部活動の場として 4 ブロックを置く。

2 各ブロックに所属する都道府県は、次のとおりとする。

- (1) 北海道・東北ブロック：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- (2) 関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- (3) 中部・関西ブロック：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- (4) 中国・四国・九州ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(ブロックの名称)

第 3 条 各ブロックの名称は「日本 NP 学会」を冠した名称とし、ブロック内で開催する活動（研究会等）には「診療看護師（NP）」の名称を付すこととする。

例) 日本 NP 学会中国・四国・九州ブロック 九州診療看護師（NP）研究会

(ブロック長)

第 4 条 各ブロックには各ブロックに所属する本会の理事の互選によって選出したブロック長をおく。

- 2 各ブロック長は、ブロック活動の運営を統括する。
- 3 各ブロック長はブロック内の活動（研究会等）について、報告書を求めることができる。
- 4 各ブロック長は、本会総会においてブロックの年間活動の報告を行う。
- 5 各ブロックに所属する本会理事は、ブロック長と協働してブロック活動を支援する。

(ブロック会員)

第 5 条 ブロック会員は、本会会員あるいは賛助会員および、各ブロックの活動（研究会等）に賛同する者とする。

(ブロック活動)

第 6 条 各ブロックは、本会会則第 3 条に則り、以下の活動を行うことができる。

- 2 ブロック会員の交流・情報交換等
- 3 知識・技術習得の促進を図る為の研修
- 4 ブロック会員の名簿管理
- 5 その他 ブロック長が認めた活動

(ブロック活動の手続き)

各ブロックに所属する会員が、ブロック内で活動（研究会等）を行う場合は、ブロック長の承認を得て実施する。

- 2 公文書（本会または本会に属する者が活動に関連して作成する文書をいう。以下、本条において同じ。）は各活動主催者（研究会等）の責任で作成する。
- 3 本会事務局や日本 NP 教育大学院協議会による公文書の発行は原則行わない。
- 4 日本 NP 教育大学院協議会の後援等を希望する場合は、本会事務局を経由して申請等の手続きを行う。
- 5 各ブロックにおいて行う活動（研究会等）の主催者は活動終了後に各ブロック長に活動成果の結果を書面で報告する。

(ブロック活動の広報)

第7条 各ブロックにおける活動の本会ホームページへの掲載は、ブロック長の責任において行う。

(ブロックの会計)

第8条 各ブロックの活動に伴う経費については、原則として活動の主催者の責任で対処することとする。

- 2 本会よりブロック長に活動準備金として年間5万円が貸し付けることができる。
- 3 活動の主催者は必要時ブロック長に活動準備費の借用を申請し、開催後にブロック長に返納する。
- 4 ブロック長は決算時、年間の活動報告とともに活動準備金を本会に返納する。
- 5 余剰金が生じた場合、本会に寄付として収納することができる。

(ブロックの名簿管理)

第9条 ブロック長は本会のホームページに公開されている会員名簿を活用することができる。

- 2 各活動（研究会等）主催者が作成した名簿は、その活動主催者（研究会等）が責任をもって管理する。

付 則

この規程の改廃は、日本 NP 学会理事会の議決による。

この規程は、平成 29 年 11 月 24 日から施行する。